

フランスの農産物及び食品の情報の透明性に関する法律

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主幹 海外立法情報調査室 三輪 和宏

目 次

はじめに

I 農産物・食品情報透明性法の制定の背景と経緯

- 1 農業食品法の制定
- 2 農業食品法の追加条項に対する違憲判決
- 3 農産物・食品情報透明性法の制定経緯

II 農産物・食品情報透明性法の内容

- 1 農産物と食品に関する情報の規制制度と農産物・食品情報透明性法による新しい規制
- 2 食品データベースの整備
- 3 原産国等の表示制度の整備
- 4 種子等の譲渡範囲拡大その他の規制制度の整備

おわりに

翻訳：農産物及び食品の情報の透明性に関する 2020 年 6 月 10 日の法律第 2020-699 号

キーワード：農産物、食品、ラベル表示、原産国表示、ネット販売、植物性タンパク質、ワイン、ビール、農家チーズ、種子

要 旨

2020年6月10日、農産物及び食品の情報の透明性に関する法律第2020-699号がフランスで制定された。同法は、農産物と食品に関する商品情報を、消費者を中心とする購入者に的確に伝達することを主たる目的とし、全12か条から成る。

同法の主な内容は、①食品の公的情報データベースの新設、②チョコレート等における原産国表示義務、③インターネット等による食品販売での情報伝達の改善、④食堂等での肉の原産国表示義務の拡大、⑤植物性タンパク質を利用した食品名に関する規制、⑥「農家チーズ」の表示対象の拡大、⑦ワインの原産国を誤認させるブランド等の禁止、⑧レストラン、酒場等でのワインの原産国表示の義務化、⑨ビールのラベル表示での製造者の名称等の明記、⑩植物品種の公式目録に収録されない種子等の非商業目的による有償譲渡の容認、⑪「クレレット・ド・ディ」を特別に保護する法律の廃止、⑫ブドウとワインの収穫等の申告義務の継続である。

はじめに

農産物と食品に関する商品情報を、消費者を主とする購入者に的確に伝達することは、社会が果たすべき重要な役割の1つである。商品情報を通して、購入者は、商品選択の判断材料を入手できるだけでなく、自らの健康の増進・維持に繋げることができるからである。

フランスでは、消費法典⁽¹⁾によって、広く商品全般に関して、その情報提供の在り方の基本を定め、その中でも、農産物、食品については、原産国表示を原則必須とするなど、特別の規定を設けている。また、農事海洋漁業法典⁽²⁾も、農産物、食品の原産地表示に関して規定を有している。他方、欧州連合(EU)においても、消費者に対する食品情報の提供ルールを詳細に示す欧州議会・理事会規則(EU)1169/2011⁽³⁾等を制定している⁽⁴⁾。この規則に対しては、フランスを含む加盟各国が従うべき義務を有している。

このように、農産物と食品に関して、その商品情報を規制する法令は、既に幾つも設けられ

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年8月28日である。

(1) Code de la consommation. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006069565>>

(2) Code rural et de la pêche maritime. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006071367>

(3) Regulation (EU) No 1169/2011 of the European Parliament and of the Council of 25 October 2011 on the provision of food information to consumers, amending Regulations (EC) No 1924/2006 and (EC) No 1925/2006 of the European Parliament and of the Council, and repealing Commission Directive 87/250/EEC, Council Directive 90/496/EEC, Commission Directive 1999/10/EC, Directive 2000/13/EC of the European Parliament and of the Council, Commission Directives 2002/67/EC and 2008/5/EC and Commission Regulation (EC) No 608/2004 (Text with EEA relevance), *Official Journal of the European Union* (以下、*Official Journal of the European Communities*、*Journal officiel de l'Union européenne* も含め、「OJ」) L304, 2011.11.22. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32011R1169&from=EN>>

(4) 植月献二「【EU】食品表示規則の制定」『外国の立法』No.251-1, 2012.4, pp.6-7. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487657_po_02510103.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>; 植月献二「EUの新しい食品表示規則」『外国の立法』No.253, 2012.9, pp.3-32. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3531901_po_02530002.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>> 参照。

ている。しかし、これらの法令の執行過程で、改善すべき点も明らかになっており、それらの個別具体的な課題への立法上の対応が、フランスでは必要とされていた。このような個別の課題に対処する新規立法「農産物及び食品の情報の透明性に関する 2020 年 6 月 10 日の法律第 2020-699 号」⁽⁵⁾（以下「農産物・食品情報透明性法」）が、2020 年 6 月 10 日に制定された。本稿では、この立法の制定の背景・経緯と、主な内容を紹介する。

I 農産物・食品情報透明性法の制定の背景と経緯

1 農業食品法の制定

フランスでは、農業を通じ農家が十分な所得を得られないこと、健康的・安全な食品の提供の促進等が課題となっており、マクロン（Emmanuel Macron）政権が成立して以降、農業と食品に関する基本政策を定めるものとして、「農業及び食品部門の商業関係の均衡並びに健康的、持続可能及び全ての者が入手可能である食品のための 2018 年 10 月 30 日の法律第 2018-938 号」⁽⁶⁾（通称「農業食品法」⁽⁷⁾）が 2018 年に制定された。同法によって推進される基本政策は、次のとおりである。

①農家等の生産者の収入の確保

農家等の生産者とその取引相手（肉類加工業者、大規模スーパーマーケット等）の間の商業関係の適正化の推進。

個々の施策としては、a) 取引相手による不当な買いたたきの規制、b) 生産コストをベースにした買取価格に関する指標作成の促進、c) 生産者と取引相手の間の価格に関する合意形成を支援する斡旋（あっせん）制度の強化、d) 適正な価格形成を目的とし、小売業者が食品を販売する際には仕入値に最低 10% のマージンを付加することを義務付ける制度の試行（2 年間）。

②衛生、環境の観点からの生産活動に関する改善

a) ネオニコチノイド系農薬⁽⁸⁾の禁止、b) 菓子類等の食品への二酸化チタン⁽⁹⁾の使用の禁止、c) 農薬使用地域の近隣住民に対する健康配慮の強化。

③健康的、安全、持続可能な食品の提供の促進

a) 官公庁、学校、施設等の食堂で提供する食事における、近隣地域の産物又は有機農産物等の良質な産物の利用促進、b) 食品廃棄の削減と食品の寄附の促進、c) 持ち帰りの食品・飲料に対する再利用可能又はリサイクル可能な容器の使用促進。

(5) Loi n° 2020-699 du 10 juin 2020 relative à la transparence de l'information sur les produits agricoles et alimentaires. <<https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=sAjwX39twFQN2kUpNDKheFsDFihSq-tW46Kwa2ISZzs=>>

(6) Loi n° 2018-938 du 30 octobre 2018 pour l'équilibre des relations commerciales dans le secteur agricole et alimentaire et une alimentation saine, durable et accessible à tous. <<https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=m7COyAtqezmpl8yN9AuaRs1EHFQ2DgWXsjxXY-a5RFQ=>> 同法は全 4 章 98 か条から成り、農事海洋漁業法典、商法典（Code de commerce. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000005634379/>）、消費法典等を改正している。安藤英梨香「【フランス】健康的で安定した食料供給に関する法律」『外国の立法』No.278-1, 2019.1, pp.10-11. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11220544_po_02780105.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> 参照。

(7) Loi agriculture et alimentation.

(8) ミツバチの生態に悪影響を与える可能性が指摘される農薬。

(9) 発がん性等の悪影響が存在する可能性が指摘される食品添加物。

④動物福祉の強化

a) 動物虐待に対する罰則の強化、b) 動物保護団体⁽¹⁰⁾の対応能力の強化、c) 食肉処理場におけるビデオ監視の試行、d) 食肉処理場への動物保護担当者の配置、e) 産卵鶏をケージで飼育するための建物の新設の禁止。

⑤食品分野でのプラスチック製品の使用の削減

a) 食堂、食品販売店でのプラスチック製カトラリー⁽¹¹⁾・ストロー・マドラー等の使用禁止（2020年から実施）、b) 学校食堂でのペットボトルの使用禁止（2020年から実施）、c) 外食産業、学校や保育施設の食堂での食品用プラスチック容器の使用禁止（2025年から実施、ただし小規模市町村では2028年から実施）。

2 農業食品法の追加条項に対する違憲判決

同法は、フランス議会での可決後、60名を超える上院議員によって合憲性審査のため憲法院への付託がなされた⁽¹²⁾。合憲性審査を求める根拠としては、法の下での平等違反、企業活動の自由の侵害という論点も挙げられたが、多くはフランス憲法（1958年制定）第45条第1項に違反する「便乗立法」⁽¹³⁾に当たる条項が存在するという論点によるものであった。後者は、政府提出法律案（当初案）に対して、審議の過程で関連のない条項が追加されており、その追加条項については法律案に対して修正を加えることが許される範囲を超えるものであり、議事手続上、違憲であるという訴えである。憲法院は、2018年10月25日の判決⁽¹⁴⁾において、憲法第45条第1項に反するという理由で、23か条を違憲とし、これらの条は削除された⁽¹⁵⁾。

3 農産物・食品情報透明性法の制定経緯

憲法院の判決によって同法から削除された条項のうち、①内容を示すラベル等の表示の改善・充実、②トレーサビリティの確保、③植物の多様性の確保、④生産活動に関する公的な申告についての調整（ブドウとワインの申告義務の継続）に関するものは、上述（I1）の5つの基本政策のうち、「③健康的、安全、持続可能な食品の提供の促進」に当たる規定として追加された条項であり⁽¹⁶⁾、社会的なニーズが大きいものであった。このため、これらの条項について再検討を加え、若干の修正を行って、議員提出法律案として取りまとめる作業が行われた。取りまとめられた議員提出法律案は、2019年3月20日に、与党会派である共和国前進（Groupe La République en Marche）、民主運動（Groupe du Mouvement Démocrate）が共同してフランス議会下院に提出した。

(10) 動物保護協会（Société protectrice des animaux）、動物援助財団（Fondation Assistance aux Animaux）等。

(11) 食卓で用いるナイフ、フォーク、スプーン類。

(12) フランス憲法（1958年制定）第61条に基づき、通常法律は、大統領、首相、フランス議会の下院議長、同上院議長、60人以上の同下院議員又は60人以上の同上院議員の請求により憲法院の合憲性審査に付託される。法律の一部が違憲とされた場合、該当部分が法律全体と不可分でない限り、該当部分を削除して法律を施行することができる。

(13) cavalier législatif. 徳永貴志「フランス第五共和制における修正権と政党システム」『一橋法学』7巻2号、2008.7, p.363. <<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/15897/2/hogaku0070203270.pdf>> 参照。

(14) Décision n° 2018-771 DC du 25 octobre 2018. <<https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=m7COyAtqezmpl8yN9AuaRIW5kS9SQ-G5RyHd65U5QAE=>>

(15) 違憲とされた23か条以外の条項に関する訴え（①法の下での平等違反、企業活動の自由の侵害等を論点とした訴え、②23か条以外の条項についても「便乗立法」であると指摘した訴え）は、全て却下され、合憲とされた。

(16) 農業食品法の「第2章 健康的、良質、持続可能及び全ての者が入手可能である食品の普及並びに動物福祉の尊重に関する措置」に挿入されていた。

同法律案には、フランス議会での審議過程において、さらに、①食品に関する公的情報データベースの新設、②食堂等での牛肉、豚肉、羊肉、家禽（かきん）肉⁽¹⁷⁾、牛ひき肉の原産国等の表示、③植物性タンパク質を利用した食品名における動物由来の名称の使用禁止、④ビールのラベル表示における製造者の名称と住所の明記の4つの条項が追加された。追加修正後の法律案は、2020年3月4日に上院で可決、2020年5月27日に下院で可決し成立した。2020年6月10日には、大統領審署を経て「農産物・食品情報透明性法」が制定された。公布は、翌11日であった。

同法は、上述（I1）の農業食品法とともに、マクロン政権の農業政策と食品政策を表す法律と考えられている。

II 農産物・食品情報透明性法の内容

1 農産物と食品に関する情報の規制制度と農産物・食品情報透明性法による新しい規制

(1) 農産物と食品に関する情報の規制制度の概要

フランスにおいては、農産物と食品に関する情報の規制は、農事海洋漁業法典と消費法典で、一般原則が規定されている。加えて、これらの法典に個別具体的な規制が置かれる場合がある（表示内容の規制等）。また、これらの法典の下位法令であるデクレ（政令）において、個別具体的な規制が示される場合がある。

他方、これらの国内法令とは別に、フランスはEU加盟国として、EU規則（regulation. フランス語ではrèglement）が直接適用される。農産物と食品に関する情報を規制するEU規則の代表例は、欧州議会・理事会規則（EU）1169/2011である。この規則は、EUの新食品表示規則とも呼ばれ、詳細な食品情報の提供ルールが示されている。

国内法令の規定を具体的に見るならば、消費法典には、商品全般に関する情報を規制するための一般原則を示す条項が置かれている。この条項は、消費法典L第412-1条I3°であり、商品自体、包装、インボイス、商業書類又は販売促進書類に関する提示又は記載事項の方式について、満たさなければならない基準がある場合にはそれをコンセイユ・デタ⁽¹⁸⁾の議を経るデクレによって定めることができるものとしている。特に、製造方法、種類、品質上の重要事項、組成、食品の栄養成分、有効成分の含有量、品種、原産国・原産地に関する情報、識別情報、内容量、用途、使用方法等の項目については、重要な項目として留意すべきことが示されている。

原産国・原産地に関する情報については、同法典L第412-4条第1項において、農産物、食品及び海産物の場合は、原則として原産国の表示を行うものと特別に規定している。

(2) 農産物・食品情報透明性法による新しい規制

農産物・食品情報透明性法は、大きく分けて、①食品データベースの整備、②原産国等の表示制度の整備、③種子等の譲渡範囲拡大その他の規制制度の整備の3つの内容を規定し、そのために関連諸法の改廃を行っている。①は、消費法典における商品情報に関する一般的規制の分野の改正を定めるものである。②は、農産物と食品のラベル表示等の個別具体的な課題を解

(17) 鶏肉、七面鳥、アヒル等の肉。

(18) Conseil d'État. 政府の準備する法令案などの諮問に応ずるとともに行政裁判の最上級裁判所としての権限を持つ。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、p.112。

決するための規定整備である。農事海洋漁業法典と消費法典の改正を行っている。③は、種子等の販売規制の緩和、特定銘柄のスパークリングワインの生産規制の撤廃、ブドウ等の収穫等の申告義務を定めており、農事海洋漁業法典等の改正を行い、及び生産規制を定める個別立法を廃止するものである。

農産物・食品情報透明性法は、全12か条から成る。各条について、その制定背景と主な内容を解説する。

2 食品データベースの整備

(1) 事前包装された食品に関するデータのオンライン公開

農産物・食品情報透明性法第1条は、事前包装された食品⁽¹⁹⁾に関する情報の公開を促進することを目的とする規定である。情報としては、商品名、原材料、アレルギー物質の有無、重量、消費期限、原産国名等が想定されている。これらの情報により、消費者は、食品を選択する際に必要な判断材料が提供されることになる。

具体的には、消費法典L第412-1条において、事前包装された食品に関するデータのオンライン公開を進めるものとした。このL第412-1条は、商品の販売や輸出入等に関して、法令で規制する際の基本原則を示し、コンセユ・データの議を経るデクレによって具体的な規制内容を詳細化することを定めるものである。

(2) 国による食品の情報データベースの新設

オンライン公開されるデータは、オープンデータとされ、食品の情報データベースを国が新設し、そこから提供することとされている。データの登録者は、食品を最初に上市した責任者とされ、具体的に対象となる企業等について、コンセユ・データの議を経るデクレで定める。データの利用については無償とされるとともに、公衆行政関係法典⁽²⁰⁾第3編「行政文書へのアクセス及び公的情報の2次利用」に従うものとされる。同編は、行政情報への市民等のアクセスとその利用に関する原則を示すものである。

これ以外に、コンセユ・データの議を経るデクレでは、利用者のアクセスの利便性を考慮したデータのフォーマットを定める。その際、既に、欧州議会・理事会規則(EU)1169/2011で、事前包装された食品を含めた食品全般のラベル表示について規定しており、この規則がEU域内で流通する食品全般に適用されるため、その内容と矛盾しないことが求められる。さらに、農産物・食品情報透明性法第1条を基に新設される食品の情報データベースが、民間のデータベース⁽²¹⁾と競合しそれを圧迫しないことが必要であり、政府もその点に留意するとしている。

(19) パック、缶、瓶、袋などで、あらかじめ包まれているもの。“Étiquetage des denrées alimentaires,” 2020.7.3. Ministère de l'Économie, des Finances et de la Relance HP <[\(20\) Code des relations entre le public et l'administration. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000031366350>>](https://www.economie.gouv.fr/dgccrf/Publications/Vie-pratique/Fiches-pratiques/Etiquetage-des-denrees-alimentaires#:~:text=L'%C3%A9tiquetage%20des%20denr%C3%A9es%20alimentaires,sa%20pr%C3%A9sentation%20%C3%A0%20la%20vente.></p></div><div data-bbox=)

(21) GS1 フランス (GS1 France) という非政府組織が提供するコードオンライン・フード (CodeOnline Food) というシステムがよく知られる。コードオンライン・フードは、GS1 フランスに加盟する企業の食品に関する情報(商品名、商品の画像、重量、栄養素、原材料、アレルギー物質の有無、保存方法、使用方法等)をオンラインで提供するもので、スマートフォンからも利用することができる。

3 原産国等の表示制度の整備

(1) 商品全般・食品に関するラベル表示等の現状

食品の原産国・原産地に関する情報を記載するラベル表示は、現在、次のように行われている⁽²²⁾。すなわち、事前包装された肉、魚介類、野菜及び果物には、原産国、更に詳細な原産地又は漁場等がラベルに記載される。牛肉の場合は詳細であり、出生地、飼育地及び屠殺（とさつ）地が記載される⁽²³⁾。店頭での個別売り（事前包装を行わない量り売り等）の場合は、原産国・原産地に関する情報がプレートなどに記載され消費者に示されるが、牛肉を除き必須ではない。複数の食材を使い加工された食品（弁当、調理パン等）の場合も、原産国・原産地に関する情報の記載は義務付けられていない。

(2) カカオから作られる食品・蜂蜜・ローヤルゼリーの原産国表示（第2条）

(i) カカオから作られる食品の原産国表示

農産物・食品情報透明性法第2条Iでは、カカオから作られる食品（ココア、チョコレート等）について、未加工の状態であるか加工した状態であるかを問わず、原産国の表示を新たに義務付けるものとした。これは、原産国を表示することで、消費者が当該食品の購入に当たって、製品の特徴をよりよく理解できるようにしたものである。特に、チョコレートは、原産国によって風味が異なり、製品の選択の際に原産国表示が役立つと考えられた。なお、この場合の原産国は、主成分であるカカオを収穫した国（カカオ豆の産地であるコートジボワール、インドネシア等）を原産国とするか、それとも、カカオをもとにしてココアやチョコレートを製造した国を原産国するかという問題があったが、フランス議会（上院）の審議の中では、後者であるとされている⁽²⁴⁾。

(ii) 蜂蜜・ローヤルゼリーの原産国表示

次いで、農産物・食品情報透明性法第2条Iでは、蜂蜜について規定した。現状では、蜂蜜の原産国表示については、「蜂蜜について消費法典L第214-1条の適用を定める2003年6月30日のデクレ第2003-587号」⁽²⁵⁾第2条IV第1項の規定に基づき、蜂蜜を収穫した国が原産国とされてラベルに表示されている。蜂蜜を収穫した国が複数の場合は、同第2項の規定に基づき、①EU域内の混合蜂蜜、②EU域外の混合蜂蜜又は③EU域内の蜂蜜と同域外の蜂蜜の混合、という3つのうちから該当するものがラベルに表示されている。この原産国のラベル表示の方法は、EUの指令（2001年12月20日の理事会指令2001/110/EC⁽²⁶⁾第2条第4項）に従ったものであるが、蜂蜜を収穫した国が複数の場合の表示方法が、国名を明確にしていなかったため、フ

(22) Direction générale de la concurrence, de la consommation et de la répression des fraudes, “Étiquetage des denrées alimentaires,” Juillet 2020. Ministère de l'Économie, des Finances et de la Relance HP <https://www.economie.gouv.fr/files/files/directions_services/dgcrf/documentation/fiches_pratiques/fiches/etiquetage-denrees-alimentaires.pdf>; Bercy infos, “Quelle réglementation pour l'origine géographique des produits alimentaires?” 2019.2.20. *ibid.* <<https://www.economie.gouv.fr/particuliers/reglementation-origine-geographique-produits-alimentaires>>

(23) 狂牛病（牛海綿状脳症）の発生問題があったため、牛には厳格なルールが適用されている。

(24) Henri Cabanel et Anne-Catherine Loisier, *Sénat Rapport*, n° 341, 2020.2.20, pp.15-16. <<https://www.senat.fr/rap/119-341/119-3411.pdf>>

(25) Décret n° 2003-587 du 30 juin 2003 pris pour l'application de l'article L. 214-1 du code de la consommation en ce qui concerne le miel. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=LEGITEXT000005634642>> なお、消費法典L第214-1条は、契約の手付金に関する規定。

(26) Council Directive 2001/110/EC of 20 December 2001 relating to honey, OJ L10, 2002.1.12. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32001L0110&from=EN>>

ランスの消費者にとってはわかりづらいという課題があった⁽²⁷⁾。

この課題を受け、同指令に反しない形で、フランスの国内法を新たに整備することが検討された。その結果、農産物・食品情報透明性法第2条Iでは、蜂蜜が混合され収穫国が複数である場合は、ラベルに収穫国を蜂蜜の重量の降順で表示するものとした。この場合、収穫国がEU加盟国であるか否かは、直接には表示されず、国名から判断することになる。なお、ローヤルゼリーについても、蜂蜜と同様のラベル表示にするものとされた。

カカオから作られる製品、蜂蜜とローヤルゼリーに関するこれらの規定の施行は、周知の期間に余裕を持たせて2021年1月1日からとした。また、この施行日より前に製造された商品は、施行日以降も無償であればラベルを貼り替えなくとも頒布できるものとされた。

(3) インターネット等を用いた食品販売における消費者への情報伝達 (第3条)

(i) インターネット等を用いた食品販売における情報伝達の必要性

近年、インターネットを介して食品を購入するケースが増えてきており⁽²⁸⁾、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、その傾向は一層強まっている。しかし、インターネットで食品を購入する際に、消費者は、商品の状態と貼付されたラベルの内容を確認するには、売主によってインターネットに掲載された写真を見る以外の方法がないことが多く、その画像が不明瞭で満足のいく情報を読み取ることができないことがある。

農産物・食品情報透明性法第3条は、消費者が、インターネット等の遠隔的な手段を用いて食品を購入する⁽²⁹⁾ときに、商品や契約条件に関する十分な情報を得られるように、それらの情報について、読むことができ、かつ、理解可能な形で、食品販売事業者が消費者に対して伝達すべきことを規定している。

(ii) 情報伝達すべき項目

具体的には、農産物・食品情報透明性法第3条は、消費法典L第221-5条に基づく消費者への情報伝達を求めている。同L第221-5条では、販売事業者が、販売契約が締結される前に、次の情報を、読むことができ、かつ、理解可能な形で消費者に対して伝達すべきことを規定している。すなわち、①商品の重要な特徴、②価格、③納期、④事業者の連絡先情報、⑤法的な担保責任、⑥消費調停者⁽³⁰⁾による苦情の取扱い、⑦契約の解除、⑧紛争の解決方法等の情報である。

次いで、農産物・食品情報透明性法第3条は、2011年10月25日の欧州議会及び理事会規則(EU)1169/2011第9条第1項で定められる商品情報を、読むことができ、かつ、理解可能な形で、消費者に対して伝達すべきことを規定している。同第9条第1項は、食品販売事業者

(27) 法令で要求されていなかったものの、自主的に、蜂蜜の原産国を全てラベルに表示している製造業者もあり、わかりやすいとの評判であった。

(28) 2018年の調査では、フランスにおいて、インターネットの利用者の47%がインターネットを介して食品を購入した経験があり、そのうちの54%は、月に1回以上、その購入を行っているとされる。Cécile Prudhomme, "Les ventes de produits alimentaires décollent sur Internet," *Le Monde*, 2018.5.24. <https://www.lemonde.fr/economie/article/2018/05/24/les-ventes-de-produits-alimentaires-decollent-sur-internet_5303734_3234.html>

(29) 第3条では、「食品の販売に関する隔地者間契約 (contrat conclu à distance portant sur la vente de denrées alimentaires)」という表現が用いられている。

(30) Médiateurs de la consommation. 消費法典L第612-1条等に基づき置かれ、消費者問題を専門に調停の任務に当たる専門職である。企業に置かれる場合、業界団体に置かれる場合、公的機関に置かれる場合などがある。"La médiation de la consommation." Ministère de l'Économie, des Finances et de la Relance HP <<https://www.economie.gouv.fr/dgccrf/Publications/Vie-pratique/Fiches-pratiques/mediation-de-la-consommation>>

が消費者に対して提供すべき商品情報を規定するものであり、次の①から⑫までを掲げている。すなわち、①食品の名称、②成分一覧、③アレルギー等を引き起こす成分、④特定の成分⁽³¹⁾の量とそのカテゴリー、⑤正味量、⑥消費期限又は賞味期限、⑦保管・使用のための特別な条件、⑧食品販売事業者の名称・住所、⑨原産国又は原産地、⑩適切に使用するための説明、⑪アルコール度数、⑫栄養表示である。

(4) 食堂等での牛肉・豚肉・羊肉・家禽肉・牛ひき肉の原産国等の表示（第4条）

(i) 食堂等での肉類の原産国等の表示の必要性和その状況

フランスでは、消費する肉の原産国が自国でない割合が少ないことが問題視されている。牛肉は22%、豚肉は26%、羊肉は56%、鶏肉は45%弱が輸入によっている⁽³²⁾。この割合は、過去5年間、おおむね横ばいであるが、自国よりも生産コストが安価な国から輸入が行われる傾向にあり、畜産農家にとっては脅威になっている。自国産の肉の消費を増やすための1つの方策として、原産国表示を徹底し、自国産の肉について消費者の理解を深めることが模索されている。

輸入された肉は、家庭で調理し消費するよりも、食堂等で料理として提供されるか、あるいは総菜等の形で持ち帰りや配達の手段で提供されることが多い。従来、食堂の料理や総菜等で用いられる肉について、原産国を表示することは、牛肉を除き行われてこなかった。

牛肉については、2002年12月17日のデクレ第2002-1465号⁽³³⁾第1条、第2条に基づいて、1又は複数の片⁽³⁴⁾の牛肉又は牛ひき肉を含む料理⁽³⁵⁾を対象として、①その場で食べる食事を提供する施設⁽³⁶⁾と②その場で食べる食事及び持ち帰り又は配達のための食事を提供する施設⁽³⁷⁾は、原産国表示（出生国、飼育国及び屠殺国）を行うことが義務付けられていた。表示は、メニューやポスター等で行うこととされた。

(ii) 食堂等での肉類の原産国等の表示義務の拡大

農産物・食品情報透明性法第4条は、食品に関する表示の充実を図り、かつ、自国産の肉について消費者の理解を深めるために、牛肉、豚肉、羊肉、家禽肉⁽³⁸⁾、牛ひき肉⁽³⁹⁾を含む料理を対象として、①その場で食べる食事を提供する施設⁽⁴⁰⁾と②その場で食べる食事及び持ち帰

(31) 当該商品に特徴を与えている成分等。

(32) “La consommation de viande en France en 2019,” *Agreste: Synthèses conjoncturelles*, No.359, Juin 2020, pp.2-3. <<https://www.franceagrimer.fr/fam/content/download/64687/document/NCO-VIA-Consommation%20de%20viandes%20en%20France-2019.pdf?version=1>>

(33) Décret n° 2002-1465 du 17 décembre 2002 relatif à l'étiquetage des viandes bovines dans les établissements de restauration. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000411003>>

(34) カット肉、パティ等。

(35) 牛肉の場合、ステーキ、ローストビーフ、ブフ・ブルギニョン（牛肉の赤ワイン煮込み）等の牛肉片の形が残るものに限定され、ミートソース、ラビオリ、パイ等は除かれた。

(36) レストラン、大学食堂、慈善事業の食堂、刑務所の食堂等。“Information sur la viande bovine dans la restauration, dans les boucheries de détail et les rayons,” 2018.3.19. Les services de l'État dans les Ardennes HP <<http://www.ardennes.gouv.fr/information-sur-la-viande-bovine-dans-la-a1046.html>>

(37) 顧客の座席が併設される店舗、別の場所に顧客の座席が用意されている店舗等（イートイン座席を併設する総菜店、セレモニーで用いられるケータリング店）が対象になっており、総菜を家庭に持ち帰って食べるための店舗、専ら家庭に料理を配達する店舗（スーパーマーケットや百貨店の総菜売場、ピザ配達専門店）は除外される。

(38) 前掲注(17)参照。

(39) 牛肉と牛ひき肉については、2002年12月17日のデクレ第2002-1465号第1条、第2条の内容とほぼ同じであるが、法令のレベルが法律になったことに意義がある。

(40) 前掲注(36)参照。

り又は配達のための食事を提供する施設⁽⁴¹⁾が、原産国又は原産地の表示を行うことを義務付けた。牛肉、牛ひき肉は、出生国、飼育国及び屠殺国の表示を、豚肉、羊肉、家禽肉は、飼育国及び屠殺国の表示を行うことが想定されている。なお、牛肉、豚肉、羊肉、家禽肉、牛ひき肉のいずれについても、「1若しくは複数の片⁽⁴²⁾の」という限定がかかっており、対象となる料理としては何らかの肉片の形が残るもの（ステーキ、シチュー等）⁽⁴³⁾が想定されている。

(5) 植物性タンパク質を利用した食品名における動物由来の名称の使用禁止（第5条）

(i) 植物性タンパク質を利用し肉・乳製品等を模した食品の普及

近年、植物性タンパク質を利用し、動物に由来する食品を模した製品が多く販売されるようになった。例えば、肉・魚肉を模した製品として、大豆、レンズ豆、きのこ等を利用し、ハンバーガーパティ、ソーセージ、ミートボール、鶏肉の照り焼き、ツナ等に形態が類似した製品が販売されている。乳製品を模したものもあり、豆乳、アーモンドミルクがその代表である。それ以外にも、大豆等を利用し、チーズ、ヨーグルトに類似した製品が、また、緑豆（りよくとう）を利用し、液状の卵に類似した製品が販売されている。動物に由来する食品を模した製品は、過去においては、菜食主義者によって多く利用されてきたが、最近では、健康志向の高まり、環境負荷が少ない食品⁽⁴⁴⁾へのニーズといった新たな需要が発生し、その市場規模が徐々に拡大している⁽⁴⁵⁾。また、植物性タンパク質を活用する企業等による業界団体として「プロテイン・フランス（Protéines France）」が2017年に結成されている⁽⁴⁶⁾。

(ii) 動物由来の名称の使用禁止・禁止になる場面

このような新しい環境の下で、消費者は、食品が、動物性タンパク質に由来するものなのか、それとも植物性タンパク質に由来するものなのか、誤解しやすい状況が生まれた。この状況を受けて、農産物・食品情報透明性法第5条は、消費者に対して食品に関する正確で平明な情報が提供されるように、動物に由来する食品を意味する名称を、動物性タンパク質を全く含まないか、あるいはほとんど含まない製品に使用することを禁止することを定めた。具体的には、ステーキ、ヒレ肉、ソーセージ、ベーコン、牛乳、チーズ、ヨーグルト、クリーム、バター等の名称を、植物性タンパク質を主として利用した食品に用いてはいけないうものとした。用いてはいけないう場面として、商品の説明、商品化の実施、販売促進という3つを掲げた。また、用いてはいけないうケースは、植物性タンパク質の使用割合がどの程度に至ったときからであるのかについて、デクレで定めるものとした。

なお、2017年6月14日の欧州連合司法裁判所⁽⁴⁷⁾の判決⁽⁴⁸⁾では、純粹に植物に由来する食品については、牛乳、クリーム、バター、チーズ、ヨーグルトといった伝統的な乳製品の名称

(41) 前掲注(37)参照。

(42) 前掲注(34)参照。

(43) 前掲注(35)参照。

(44) 家畜を飼育するに当たって、資源（森林、水、大豆等の飼料）の消耗が発生し環境負荷が大きい、という議論が多く行われている。

(45) 「植物性タンパク質への関心高まる」2018.10.25. KSM News & Research HP <<https://ksm.fr/archives/522345>>; 調査情報部国際調査グループ「米国における食肉代替食品市場の現状」『畜産の情報』2019.10, pp.72-75.

(46) “Protéines France.” Protéines France HP <<http://www.proteinesfrance.fr/fr/proteines-france>>

(47) Court of Justice of the European Union: CJEU.

(48) CJUE Verband Sozialer Wettbewerb eV contre TofuTown.com GmbH, 14 juin 2017, C-422/16. <<http://curia.europa.eu/juris/celex.jsf?celex=62016CO0422&lang1=fr&type=TEXT&ancre=>>

を使って販売することが、原則としてできないという判断が下されており、農産物・食品情報透明性法第5条の規定は、この判決の内容に沿ったものである。

(6) 熟成工程を農場外で行うチーズに対する「農家チーズ」の表示の容認（第6条）

(i) 農家チーズとその製造場所

農家チーズ⁽⁴⁹⁾とは、牛やヤギ等を飼う農場で、それらからとれた乳でチーズを作るものをいう。消費者からは、新鮮な搾りたての牛乳やヤギ乳等から作られたチーズという好印象を持たれている。具体的な商品としては、サン・ネクテール (Saint-Nectaire)⁽⁵⁰⁾、ルブロション (Reblochon)⁽⁵¹⁾、セル・シュール・シェール (Selles-sur-Cher)⁽⁵²⁾ などが有名である。

農家チーズの製造工程を見てみると、全ての工程を農場内で行う場合は少なく、熟成⁽⁵³⁾の工程は外部の工場で行っていることが多い。このため、農場と外部工場の2つの製造場所を持つ農家チーズに対して、どのような表示を行うことが消費者にとってわかりやすいのか、という課題が存在していた。

(ii) 「農家チーズ」の表示を容認するデクレとコンセイユ・デタの無効判決

農事海洋漁業法典L第641-19条では、「農家の」、「農家の製品」、「農家における製品」という用語を農業等に関連した表示で利用することについて、デクレによる規制を受けることを定めている。農家チーズの用語については、農場外で熟成を行う場合であっても、一定の要件（伝統的技術の利用、熟成施設の名称の表示）を満たせば、当該用語を表示することをデクレ⁽⁵⁴⁾で容認していた。

しかし、コンセイユ・デタの2015年4月17日の判決⁽⁵⁵⁾は、このデクレの規定を無効とした。判決では、無効の理由として、農家チーズの用語を表示するための要件として、近代的な工業技術を排除し（伝統的技術の要件）、かつ、製造の全工程を畜産農家が直接の責任を持って管理する（責任管理の要件）という2つの要件が満たされるべきことを示した。また、当該用語を利用したときに消費者が持つ心象は、チーズの熟成工程が農場外で行われることとは一致しないことも示した。この判決以降⁽⁵⁶⁾、熟成工程を農場外で行っているチーズについて、農家チーズという表示を行うことができなくなった。なお、この判決以前に、農家チーズという表示を行っていた農場⁽⁵⁷⁾は、5,000～6,000か所であった。ただし、この判決以降に、熟成工程を農

(49) fromages fermiers. ファームチーズという訳語が当てられることもある。我が国の農家チーズの研究としては、山口和美・田淵直子「農家チーズの普及過程に関する研究（第1報）」『北星学園女子短期大学紀要』36巻、2000.3, pp.45-56がある。

(50) フランス中南部のオーヴェルニュ (Auvergne) 地方で牛乳から作られるチーズ。表面が白カビ、赤カビ、黄カビに覆われる。

(51) フランス南西部のサヴォワ (Savoie) 地方で牛乳から作られるチーズ。表面が白カビに覆われる。

(52) フランス中部のロワール (Loire) 地方でヤギ乳から作られるチーズ。表面が白カビ、青カビに覆われる。

(53) 牛、ヤギ、羊等の乳に乳酸菌や酵素を加えて、タンパク質や脂質等を分解しチーズの形や風味を作り上げる工程。

(54) Décret n° 2007-628 du 27 avril 2007 relatif aux fromages et spécialités fromagères. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=LEGITEXT000006056036>>; Décret n° 2013-1010 du 12 novembre 2013 modifiant le décret n° 2007-628 du 27 avril 2007 relatif aux fromages et spécialités fromagères. <https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=5WzoDWQs-eR7VWUU7wk3woQp_u3iYsIW6u_wL2Wo1mk=>

(55) Arrêt du Conseil d'État du 17 avril 2015 (n° 374602). <https://www.legifrance.gouv.fr/affichJuriAdmin.do?idTexte=CE_TATEXT000030509806>

(56) 厳密には、当該判決でデクレの規定が無効とされる2015年9月1日以降。

(57) 熟成工程を農場内で行う者も、農場外で行う者も含めて、乳を当該農場から供給することに特徴を持っていた農場。

場外で行うチーズに農家チーズという表示を行った畜産農家に対して、罰金等の制裁を科す厳しい措置は採られてこなかった。

(iii) 「農家チーズ」の表示を容認する法改正

このような状況の下で、農産物・食品情報透明性法第6条は、一定の要件の下で、熟成工程を農場外で行うチーズについても、農家チーズという表示を行うことを容認した。これは、当該容認を法律のレベルで定めることによって、コンセイユ・デタが行ったデクレの規定に関する判決よりも上位の法レベルの決定を行い、この問題に関する最終的な決着を図るものであった。同第6条の規定した要件とは、①伝統的な慣習に従い熟成工程が農場外で行われること、②熟成工程が農場外で行われることに関して消費者に情報提供することの2つである。この要件は、上述のコンセイユ・デタの判決より前の表示制度におおよそ一致するものである。なお、同第6条の細則は、デクレで定められることになっており、その細則のポイントは、①伝統的な慣習の具体的内容と、②熟成工場の名称以外に農場の名称も併せて表示する場合の様式の2つであるとされている。

(7) ワインの原産国を誤認させるブランド・名称・マーク・表示の禁止 (第7条)

(i) ワインのラベル表示

ワインのラベル表示は、EU法⁽⁵⁸⁾と国内法⁽⁵⁹⁾によって規制されており、次のような詳細な項目から成っている⁽⁶⁰⁾。

まず、ラベルへの記載が必須である事項は、次の11項目である。すなわち、①販売カテゴリー名(ワイン、スパークリングワイン等)、②保護原産地呼称(AOP)又は保護地理的表示(IGP)⁽⁶¹⁾が認められている場合は、その情報、③アルコール度数、④妊婦がアルコール飲料を摂取しないことを推奨する文章又はマーク、⑤原産国名(ブドウが収穫され醸造が行われた国名を「～産のワイン」、「～産の製品」のように表記する。収穫国と醸造国が別の場合は国名を分けて記載する。)、⑥容量、⑦ボトラー(瓶詰め業者)の名称・所在地、⑧ロット番号、⑨アレルギー

(58) Regulation (EU) No 1308/2013 of the European Parliament and of the Council of 17 December 2013 establishing a common organisation of the markets in agricultural products and repealing Council Regulations (EEC) No 922/72, (EEC) No 234/79, (EC) No 1037/2001 and (EC) No 1234/2007, OJ L347, 2013.12.20. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32013R1308&from=EN>> 等。

(59) Décret n° 2012-655 du 4 mai 2012 relatif à l'étiquetage et à la traçabilité des produits vitivinicoles et à certaines pratiques œnologiques. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000025804057>> 等。

(60) Direction générale de la concurrence, de la consommation et de la répression des fraudes, "Vins étiquetage: savoir lire les étiquettes." Ministère de l'Économie, des Finances et de la Relance HP <<https://www.economie.gouv.fr/dgccrf/Publications/Vie-pratique/Fiches-pratiques/Etiquetage-des-vins>>

(61) 保護原産地呼称(Appellation d'Origine Protégée: AOP)と保護地理的表示(Indication Géographique Protégée: IGP)は、EUにおいて、特定地域の農産物、食品を特徴ある優良な商品として認定し保護するものである。地域ブランドの一種に位置付けられる。AOPを称することが認められるためには、ワインの品質及び特性が、本質的又は排他的に、固有の自然的・人的要素及び特別な地理的環境に由来することが必要である。原料は、当該産地のブドウを100%使用することが求められ、品種も特定品種に限定される。これに対して、IGPの要件は、AOPに比べて緩やかである。地理的由来に帰せられるべき品質、社会的評価又は他の特性を持っていることが求められる。原料は、当該産地のブドウを多くの割合使用し、ブドウの品種は特定品種及びその交配品種に限定される。また、AOP、IGPのいずれについても、ワインの醸造が指定された地理的区域内で行われることが要件となる。理事会規則(EC) 510/2006 (Council Regulation (EC) No 510/2006 of 20 March 2006 on the protection of geographical indications and designations of origin for agricultural products and foodstuffs, OJ L93, 2006.3.31. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32006R0510&from=en>>)で規定される。蛭原健介「欧州共同体におけるワインラベル表示規制の改革について—欧州委員会規則607/2009の概要とその意義—」『明治学院大学法学研究』88巻, 2010.1, pp.108-109.

物質の情報、⑩スパークリングワインの場合に限り、糖度、⑪輸入ワインの場合に限り、輸入業者の名称等である。

次いで、表示は任意であるが、その表示方法に規制が加えられている項目として、次のものがある。すなわち、①収穫年、②ブドウの品種、③特定の製造方法、④詳細な生産地名、⑤スパークリングワインでない場合の糖度等である。なお、「熟成ワイン」、「手摘みのブドウ」といった表示をボトラーが行うことがあるが、これらの表示には規制はかかっておらず、信義誠実の原則に基づいていけばよい。

(ii) 紛らわしいラベル表示（脱法行為）

このようにワインのラベル表示には詳細な規制がかかっており、偽りの表示を行えば罰則の適用を含めて規制の対象となる。しかし、偽りではなく、紛らわしいラベル表示を行う形の脱法行為がしばしば見られており、このような行為を抑止することが課題になっている。具体的には、フランスよりも生産コストが低い国（例えば、スペイン）で製造されたワインを、紛らわしい表示でフランス製のように思い込ませて、本来の価格よりも高く販売する悪質な手口が報道されている⁽⁶²⁾。例えば、正しいラベル表示とは別に、フランスの地名、フランス風のワイン業者の名前、風景写真（フランスのものとはすぐにわかるブドウ畑や建造物の写真等）を大きく表示するものである。また、本当の原産国を示すラベルを見えづらい場所（バッグインボックス⁽⁶³⁾の容器の底面等）に貼付する、「フランスで瓶詰め」と大きく表示する、外国産ワインの商品名を「フランスワイン」とする等の手口も見られる。

(iii) 原産国を誤認させるブランド・名称・マーク・表示の禁止

消費法典 L 第 413-8 条第 1 項では、天然の産物又は加工製品について、その原産国を誤って認識させる産物・製品のブランド、名称、マーク又は表示を添付し、又は利用する行為を禁止している。外国産ワインにフランスの地名等を大きく表示する行為、「フランスで瓶詰め」や商品名「フランスワイン」を表示する行為は、この第 1 項の禁止事項に当たると考えられる。しかし、従来、同条第 2 項において、はっきりと目につく文字で正しい原産地の表示を付した産物・製品に対しては、第 1 項の禁止事項を適用しないという例外規定を設けていた。この例外規定によって、外国産ワインにフランスの地名を大きく表示する等の脱法行為を規制することが難しくなっていた。

そこで、農産物・食品情報透明性法第 7 条は、消費法典 L 第 413-8 条第 2 項に「ワインの場合を除き」という字句を挿入し、同条第 1 項の禁止事項をワインのラベル表示に対して必ず適用するものとした。

なお、フランス議会における審議では、ワインに関する現行のラベル表示の内容・方式を詳細化・厳格化するなどして変更を加えることについては、一般のワイン事業者に対して必要以上の負担を課すことに繋がることの懸念が示された。このような理由から、消費法典 L 第 413-8 条第 1 項という既存の規定をワインの場合に必ず遵守することを求めるにとどめた⁽⁶⁴⁾。

(62) “Vins espagnols «déguisés»: «importantes anomalies»,” *DIS-LEUR!* 2017.5.26. <<https://dis-leur.fr/vins-espagnols-deguises-importantes-anomalies/>>

(63) プラスチック製の内装容器と段ボールケースを主体とする外装容器から構成される、液体用（一部には粘体や固形入り液体用）の組合せ容器である。用途は、乳製品、調味液、アルコール飲料、写真処理剤、シャンプー等。「バッグインボックス」『日本包装学会誌』20 巻 1 号、2011、pp.59-60. <http://www.spstj.jp/publication/archive/vol20/Vol20_No1_1.pdf>

(64) Cabanel et Loisiert, *op.cit.*(24), pp.27-28.

(8) レストラン、酒場等におけるワインの原産国表示の義務化（第8条）

(i) レストラン、酒場等における現状

レストラン、酒場等のアルコール飲料を提供する店舗（以下「アルコール飲料提供店」）に対しては、ワインの原産国を消費者に伝える義務が課されていなかった。これに対して、酒屋等の酒類販売店では、ワインの瓶に原産国がラベル表示され販売が行われている。消費者は、アルコール飲料提供店では、ワインに関する情報を十分に得られない状況で、購入を行うことを余儀なくされてきた。実際に、アルコール飲料提供店では、外国産のワインをフランス産と誤解して飲んでいる消費者が少なくない。生産コストが安価である外国を原産国とするワインが、あたかもフランス産であるかのような印象を与えて本来よりも高い価格で販売される事例は、酒類販売店よりアルコール飲料提供店の方が多く知られている⁽⁶⁵⁾。

(ii) レストラン、酒場等における原産国表示の義務化

このような消費者の情報不足と誤解を解消し、また、外国産ワインに対してフランス産ワインが保護されるように、農産物・食品情報透明性法第8条は、アルコール飲料提供店の経営者に対してワインの原産地表示を行うことを義務付けた。この場合、ワインの提供形態としては、その場での飲食によるものだけでなく、持ち帰りによるものも含めている。ワインが入れられる容器としては、瓶、ピッチャー、グラスの3種類による場合が対象になることも示されている。原産地表示を行う媒体は、読むことができる媒体に限られており、メニュー、ポスター、プレート等が想定されている。音声による告知は表示方法としては容認されていない。原産地の表示内容は、ラベル表示を踏襲し原産国名の表示が想定され、保護原産地呼称（AOP）や保護地理的表示（IGP）が認められているワインの場合は、その情報も表示する。

なお、同第8条の施行日は、2020年6月1日とされた⁽⁶⁶⁾。

(9) ビールのラベル表示における製造者の名称と住所の明記（第9条）

(i) ビールにおける原産国等の誤解

消費法典及びその関連法令においてビールを取り上げているのは、ビールに該当する飲料の基準を示す規定⁽⁶⁷⁾のみであって、ビールのラベル表示を特に規制する規定は設けられていない。したがって、ビールのラベル表示は、EUの規則⁽⁶⁸⁾による一般的な規制に基づいて行われている。この規制によれば、ビールの場合は、次の11項目をラベル表示することが必須である。すなわち、①食品としての名称（ビール等）、②成分一覧、③アレルギー等を引き起こす成分、④正味量、⑤賞味期限、⑥保管・使用のための特別な条件、⑦食品販売事業者の名称・住所、⑧原産国又は原産地（他の表示から判断できる場合は不要）、⑨適切に使用するための説明、

(65) “Vins espagnols «déguisés»: «importantes anomalies»,” *op.cit.*(62)

(66) フランス議会で農産物・食品情報透明性法が成立したのが2020年5月27日であったため、同第8条の法文上の施行日が同年6月1日であることに時系列上の齟齬（そご）はない。ただし、この法律に大統領が審署を行ったのは同年6月10日（審署日・制定日）であり、法文上の施行日がそれよりも前になっている。フランス憲法（1958年制定）第10条第1項では、大統領は、フランス議会で成立した法律が送付されてから15日以内に審署を行うものと規定されており、審署より前に法文上の施行日が来ることは起こり得ることといえる。ただし、農産物・食品情報透明性法が公布されたのは、同年6月11日であり、私人に対する実際の施行は、この日から始まった。

(67) 使用する麦芽の重量が、でん粉質・糖質の重量の50%以上に相当する等の基準が示される。Décret n° 92-307 du 31 mars 1992 portant application de l'article L. 412-1 du code de la consommation en ce qui concerne les bières. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000357138>>

(68) 欧州議会・理事会規則（EU）1169/2011等。

⑩アルコール度数、⑪栄養表示である。

このようにビールは、他の表示から判断できる場合を除き、原産国又は原産地表示を行うことになっているが、現実には、消費者が原産国又は原産地を誤解するケースが発生している。そのようなケースでは、例えば、外国産のビールに対してフランス国内の地名を連想させるような商品名を付けること、あるいは、フランス国内で製造されたビールではあるが、実際の製造地とは異なる地名（著名なビール生産地の名称等）を冠した商品名を付けること等が意図的に行われている。

(ii) ラベルに製造者の名称と住所を明瞭に記載する義務

このような事態に対処し、消費者がビールの原産地について正しい認識を持つことができるように、農産物・食品情報透明性法第9条は、ビールのラベル表示において製造者の名称と住所を明瞭に記載することを義務付けた。

なお、商品名等のラベルの記載事項がビールの実際の原産地と異なる地名を指し示すこと自体を直接的に禁じる条項を法律に盛り込む案も検討されたが、製造工場の所在地とは別の地名を、悪意でなく商品名に冠しているビール⁽⁶⁹⁾もあり、一律にそのようなケースを禁じることは無理があるという理由で、当該案は採用されなかった。

4 種子等の譲渡範囲拡大その他の規制制度の整備

(1) 植物品種の公式目録に収録されない種子等の非商業目的による有償譲渡の容認（第10条）

(i) 植物品種の公式目録

農事海洋漁業法典L第661-8条は、種子、栄養繁殖材料⁽⁷⁰⁾等の選抜⁽⁷¹⁾、生産、保護、処理⁽⁷²⁾、流通、頒布、保管及び商品化について、コンセイユ・データの議を経るデクレによって規制することを定めている。特に、当該デクレでは、①種子、栄養繁殖材料等の選抜、生産、繁殖等の要件、②植物品種の公式目録⁽⁷³⁾への収録の要件、③生産者から消費者の間の産物のトレーサビリティの確保の3点を定めることとしている。

このうち、植物品種の公式目録は、そこに品種が収録されて、初めて当該植物やその種子等の販売が許可されるという役割を果たすもので、農業担当大臣によって管理されている。植物品種がこの目録に収録されるためには、①他の品種と比べたときの独自性（*distinction*）、②作物としての均質性（*homogénéité*）、③長期にわたる作物品質の安定性（*stabilité*）などの基準を満たす必要がある。この目録は、病虫害予防や生産の効率化といった農業の近代化、あるいは食料の安定供給を目的としている。また、この目録は広範なものであり、果樹を含め主要な農作物をほぼ対象にし、現在9,000以上の品種が登録されている。

なお、EU加盟諸国は、各国において独自の植物品種の公式目録を持っているが、いずれか

(69) 例えば、①大きな都市の名称を商品名に冠しているが、製造工場は郊外にある場合、②製造工場が建て替えになり隣町に移転したが、以前の工場所在地の名称を冠した商品名を継続して使いたい場合、③フルーツの香りを付けたビールに、ビールではなくフルーツの生産地の名称を冠した場合など。

(70) matériels de multiplication des végétaux. 根・茎等から繁殖する植物の無性生殖のための組織。具体的には球根等。

(71) 改良のための優良品種の人為的選択。

(72) 薬物処理等。

(73) Le Catalogue officiel des espèces et variétés de plantes. “Le Catalogue officiel des espèces et variétés de plantes cultivées en France.” Groupe d’Etude et de contrôle des Variétés Et des Semences HP <<https://www.geves.fr/catalogue/>> 正式には「植物の種と品種の公式目録」と邦訳される。

の加盟国の目録に収録された品種であれば、他の加盟国でも EU 域内で当該品種の販売を行うことが可能であり、EU 全体で 1 つの共通の目録を形成する形になっている。この EU の共通目録に収録される品種は、50,000 を超えている⁽⁷⁴⁾。フランス国内で販売できる植物品種は、フランスの植物品種の公式目録を包摂した EU の共通目録に収録されたものということになる。

(ii) 植物品種の公式目録の課題

植物品種の公式目録は、農業の近代化等に貢献しているものの、限定された品種以外での販売を禁ずることへの反発もある。①販売を許可された品種を取り扱う大規模な種子会社に特に有利な制度である、②植物の多様性を損なうといった批判がなされている。多様性の毀損については、古い品種が目録から削除され、より優れた特徴を持つと考えられる新しい品種に変わることも批判の 1 つになっている。例えば、小麦の場合であれば、1930 年代初頭に植物品種の公式目録に収録された約 400 品種のうち、1955 年には 131 品種、1966 年には 65 品種しか残らなかった。削除された品種は販売されないため、栽培することが難しくなり植物の多様性が失われるといわれている⁽⁷⁵⁾。

(iii) 植物品種の公式目録に非収録の種子等の譲渡に関する許可範囲の拡大

植物の多様性を維持する目的で、従来、農事海洋漁業法典 L 第 661-8 条第 2 項では、植物品種の公式目録に収録されない品種（法文では「公産（パブリック・ドメイン）に属する品種」）であっても、その種子と栄養繁殖材料を、商業利用を目的としないアマチュアの園芸家や公的機関（法文では「非職業的な最終利用者」）に無償で譲渡することを容認していた。農産物・食品情報透明性法第 10 条は、無償による譲渡以外に、新たに有償による譲渡も容認するものとした。植物の多様性の維持において、アマチュアの園芸家等の働きを活用するという従来からの方針を強化するものである。ただし、この例外規定に基づいて、種子と栄養繁殖材料の無償・有償の譲渡が行われる場合であっても、「選抜及び生産に関する衛生規則」⁽⁷⁶⁾ は遵守するものとされた。

(iv) EU 指令に対する適合性の問題

一方で、農産物・食品情報透明性法第 10 条の規定は、EU 指令の規定に反するのではないかという指摘がある。すなわち、農業用植物種の品種の共通目録に関する 2002 年 6 月 13 日の理事会指令 2002/55/EC⁽⁷⁷⁾ 第 2 条から第 4 条までの規定に反し、EU の共通目録に収録されない品種の販売は、商業利用を目的としないアマチュアの園芸家や公的機関が買い手である場合を含めて一切容認されないと解釈するものである。この点については、フランス議会上院の審議でも取り上げられ、農産物・食品情報透明性法第 10 条の規定が EU 指令に反する場合は、

(74) “EU Plant variety database.” European Commission HP <https://ec.europa.eu/food/plant/plant_propagation_material/plant_variety_catalogues_databases/search/public/index.cfm>

(75) Léonie Lombardo, *La réglementation des semences et la protection de la biodiversité*, Lyon: Publication de l'Université Jean Moulin Lyon 3, 2011, pp.74-89. <https://edpl.univ-lyon3.fr/medias/fichier/l-lombardo-n16_1478267260362-pdf>

(76) 例えば、Regulation (EU) 2016/2031 of the European Parliament of the Council of 26 October 2016 on protective measures against pests of plants, amending Regulations (EU) No 228/2013, (EU) No 652/2014 and (EU) No 1143/2014 of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directives 69/464/EEC, 74/647/EEC, 93/85/EEC, 98/57/EC, 2000/29/EC, 2006/91/EC and 2007/33/EC, OJ L317, 2016.11.23. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32016R2031&from=EN>> この規則は、植物関連の検疫（有害動植物の封じ込め）に関するものである。

(77) Council Directive 2002/55/EC of 13 June 2002 on the marketing of vegetable seed, OJ L193, 2002.7.20. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32002L0055&from=FR>>

同条は適用することができないという指摘もあった⁽⁷⁸⁾。もし、この点に関し EU とフランスの間で紛争が生じたならば、最終的決着は欧州連合司法裁判所の判断によることになる。

(2) 「クレレット・ド・ディ」を特別に保護する法律の廃止（第 11 条）

(i) 「クレレット・ド・ディ」以外のスパークリングワインの製造を禁じる法律

クレレット・ド・ディ（Clairette de Die）は、フランス南東部のドローム県（Drôme）に位置するディ（Die）地域で生産される白のスパークリングワインである。ワイン・コンクールで受賞歴もあり、統制原産地呼称（Appellation d'Origine Contrôlée: AOC）⁽⁷⁹⁾の制度によって保護されている。

クレレット・ド・ディは、同時に、「統制原産地呼称に対する権利を有する限定的地域内でクレレット・ド・ディ以外のスパークリングワインの製造を禁じる 1957 年 12 月 20 日の法律第 57-1286 号」⁽⁸⁰⁾による保護も受けてきた。同法は、第 1 条で、クレレット・ド・ディという統制原産地呼称の使用が許可された地域では、クレレット・ド・ディ以外のスパークリングワインの生産を禁じた⁽⁸¹⁾。この規制は厳格であり、クレレット・ド・ディと異なる名称を付けたとしても、スパークリングワインの生産は許されなかった。違反に対しては、1 年以下の拘禁若しくは 3,750 ユーロ⁽⁸²⁾の罰金又はその併科という刑事罰が設けられた。この法律が制定された当時、クレレット・ミュスカ（Clairette muscat）という名称の類似品が出回っていたため、これから保護する必要がある、法制定に至ったという経緯がある。

(ii) ワイン業界の商品戦略とスパークリングワインの製造を禁じる法律の廃止

最近になり、クレレット・ド・ディの生産地域のワイン業者から、スパークリングワインの品ぞろえを増やしたいという要望が出るようになった。従来の白のスパークリングワインに加えて、ロゼのスパークリングワインを商品化し、国際競争力を付けることを狙うものであった。ただし、統制原産地呼称で保護されたクレレット・ド・ディの認定基準にはロゼはなく、歴史的に見てもロゼのスパークリングワインを作ってこなかったため、ロゼのスパークリングワインを作り、それにクレレット・ド・ディの名称を冠することはできなかった。このため、ワイン業者は、スパークリングワインの生産を禁じる 1957 年 12 月 20 日の法律第 57-1286 号の廃止によって、ロゼのスパークリングワインの製造を始めるという選択肢を取らざるを得なかった。

このようなワイン業者の商品戦略と、それに基づく要望を受け、農産物・食品情報透明性法

(78) Cabanel et Loisiert, *op.cit.*(24), pp.35-37.

(79) 特定地域の農産物、食品を特徴ある優良な商品として認定し保護するフランス独自の制度。その歴史は古く、関連法の制定は 20 世紀初頭に遡ることができる。しかし、AOC の制度に倣って、EU の制度である保護原産地呼称（AOP）の制度（前掲注(61)参照）が設けられ、認定の基準が AOC と AOP で同じであるため、現在では、フランスの多くの商品は AOP による保護に移行している。ただし、ワイン等の一部の商品だけが AOC の下で保護を受けている。“AOP, IGP, STG... CES LABELS EUROPÉENS QUI PROTÈGENT LA GASTRONOMIE .EUROPÉENNE.” Europe Direct Normandie-Vire HP. <<http://www.europe-crean.eu/actualite/aop-igp-stg-ces-labels-europeens-qui-protigent-la-gastronomie-europeenne/>>

(80) Loi n° 57-1286 du 20 décembre 1957 interdisant la fabrication de vins mousseux autres que la «Clairette de Die» à l'intérieur de l'aire délimitée ayant droit à cette appellation d'origine contrôlée. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000504693&dateTexte=20200611>>

(81) 農産物・食品情報透明性法 11 条とは直接に関係はないが、1957 年 12 月 20 日の法律第 57-1286 号第 1 条は、クレマン・ド・ディ（Crémant de Die）という統制原産地呼称を持つスパークリングワインについても、クレレット・ド・ディと同様の禁止事項を設けていた。

(82) 1 ユーロは約 125.1 円（令和 2 年 10 月分報告省令レート）。

第11条で、1957年12月20日の法律第57-1286号を廃止することとした。この廃止の立法は、世界的な規模で新しい需要を取り込むというワイン業界の新しい試みを支援するものとして注目されている。

(3) ブドウとワインの収穫・生産・在庫の申告義務の継続（第12条）

(i) ブドウの収穫、ワインの生産、ワインの在庫に関する申告

ワイン用のブドウの生産と収穫、ワインの製造と販売に関しては、一連の事業の流れのうち、ブドウの収穫、ワインの生産、ワインの在庫の3つの段階で、事業者は、毎年、事業状況を示すデータを所管官庁に提出することを求められる。提出はオンライン入力によることが原則である。具体的には、関税・間接税総局⁽⁸³⁾のホームページから入力して、提出する⁽⁸⁴⁾。入力項目は詳細であり、収穫の申告の場合であれば、商品名、ワインの販売カテゴリー名（ワイン、スパークリングワイン等）、ワイン原産地名、収穫場所、作付面積、収穫量などから始まり、ブドウからのワイン製造量、販売されなかったブドウの用途、収穫を行わなかった場合はその理由なども申告事項である。ブドウからのワイン製造量は、ワイン製造業者に確認して入力することとされているが、それが不可能な場合は、平均的な算出式を用いてブドウをワインの量（リットル数）に換算する。

(ii) EUにおける申告の任意化とフランスにおける申告義務の継続

収穫・生産・在庫の申告は、フランスだけで行われているものではなく、EUの加盟諸国で共通して行われている。EUの規則⁽⁸⁵⁾を根拠として行われ、ブドウとワインに関わる生産活動の全体像を表現する統計として貴重なものと考えられてきた。しかし、行政手続簡素化という目的のために、EUでは、収穫・生産・在庫の申告を義務とすることをやめ、2022年からは任意の提出とすることになった⁽⁸⁶⁾。

これに対し、フランス国内では、収穫・生産・在庫の申告について、①ワイン産業全体としての生産管理・トレーサビリティ確保に有用であること、②統計的価値が高いこと、③副次的には悪天候等に対する損害保険契約の基礎資料として使用できること⁽⁸⁷⁾等を理由として、ワイン業界から現行の義務的制度を残してほしいという要望が強く出された。

(83) Direction Générale des Douanes et Droits Indirects: DGDDI. 同局は、財政担当省の下に置かれ、関税、間接税を所掌する以外に、EU関連の農業政策における不正対策にも当たる。“DGDDI.” Ministère de l'Économie, des Finances et de la Relance HP <<https://www.economie.gouv.fr/dnl/dgddi>>

(84) “Déclaration de récolte et production (RECOLTE),” 2020.9.28. Direction Générale des Douanes et Droits Indirects HP <<https://www.douane.gouv.fr/service-en-ligne/declaration-de-recolte-et-production-recolte>>; “Déclaration des stocks de vins et de moûts (STOCK),” 2020.8.5. *idem* <<https://www.douane.gouv.fr/service-en-ligne/declaration-des-stocks-de-vins-et-de-mouts-stock>>

(85) 委員会委任規則 (EU) 2018/273. Commission Delegated Regulation (EU) 2018/273 of 11 December 2017 supplementing Regulation (EU) No 1308/2013 of the European Parliament and of the Council as regards the scheme of authorisations for vine plantings, the vineyard register, accompanying documents and certification, the inward and outward register, compulsory declarations, notifications and publication of notified information, and supplementing Regulation (EU) No 1306/2013 of the European Parliament and of the Council as regards the relevant checks and penalties, amending Commission Regulations (EC) No 555/2008, (EC) No 606/2009 and (EC) No 607/2009 and repealing Commission Regulation (EC) No 436/2009 and Commission Delegated Regulation (EU) 2015/560, OJ L58, 2018.2.28. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018R0273&from=en>>

(86) 委員会委任規則 (EU) 2018/273 第33条等。

(87) 当該保険では、例えば、悪天候等が発生していない平年の収穫量、損害が発生した年の収穫量、作付面積といった情報が必要で、これらは、収穫の申告に含まれる。

そのため、EUの任意的提出の制度とは別に、フランスでは義務的の制度として収穫・生産・在庫の申告を継続するという法改正が、農産物・食品情報透明性法第12条で行われた。具体的には、①租税一般法典⁽⁸⁸⁾第407条第1項で、収穫・生産・在庫の申告を義務的と明示し、②同法典及び農事海洋漁業法典の規定で、収穫・生産・在庫の申告に関するEUの規則を参照していた箇所を削除し⁽⁸⁹⁾、又は参照するEUの規則の箇所をフランスの改正後の義務的の制度と矛盾がないものに変更する⁽⁹⁰⁾ことにした。

おわりに

農産物・食品情報透明性法は、食品に関する公的情報データベースの新設(第1条)といった国民全体が関係する大規模な制度の創設から、スパークリングワイン「クレレット・ド・ディ」を特別に保護する法律の廃止(第11条)といった細かな制度的変更までを含む多様な法律である。農産物と食品に関する商品情報を、消費者を中心とする購入者に的確に届けるという課題は、このような多様な個別の問題を1つずつ解決していくことで対処がなされる。したがって、今後も、地道な作業が必要な分野である。農産物・食品情報透明性法は、そのような地道な作業の1つのモデルであり、正に「全てのフランス人にとって一歩前進となるもの」(ディディエ・ギヨーム (Didier Guillaume) 前農業・食料大臣)⁽⁹¹⁾であったといえる。

参考文献

- ・ Barbara Bessot Ballot, *Assemblée nationale Rapport*, n° 2441, 2019.11.27. <http://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion-eco/115b2441_rapport-fond.pdf>
- ・ Henri Cabanel et Anne-Catherine Loisier, *Sénat Rapport*, n° 341, 2020.2.20. <<https://www.senat.fr/rap/119-341/119-3411.pdf>>
- ・ Barbara Bessot Ballot, *Assemblée nationale Rapport*, n° 2966, 2020.5.19. <http://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion-eco/115b2966_rapport-fond.pdf>

(みわ かずひろ)

(88) Code général des impôts. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006069577>>

(89) 委員会規則 (CE) 436/2009 の削除。Règlement (CE) n° 436/2009 de la Commission du 26 mai 2009 portant modalités d'application du règlement (CE) n° 479/2008 du Conseil en ce qui concerne le casier viticole, les déclarations obligatoires et l'établissement des informations pour le suivi du marché, les documents accompagnant les transports des produits et les registres à tenir dans le secteur vitivinicole, OJ L128, 2009.5.27. <<https://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:128:0015:0053:FR:PDF>> なお、欧州連合は、英語では European Union: EU、フランス語では Union européenne: UE と表記される。同様に、欧州共同体は、European Community: EC と Communauté européenne: CE、欧州経済共同体は、European Economic Community: EEC と Communauté économique européenne: CEE である。EU法のフランス語版では、法規番号に UE、CE、CEE という記載が見られるが、英語版では EU、EC、EEC となる。

(90) 委員会規則 (CE) 436/2009 から欧州議会及び理事会規則 (UE) 1308/2013 への変更。Règlement (UE) n° 1308/2013 du Parlement européen et du Conseil du 17 décembre 2013 portant organisation commune des marchés des produits agricoles et abrogeant les règlements (CEE) n° 922/72, (CEE) n° 234/79, (CE) n° 1037/2001 et (CE) n° 1234/2007 du Conseil, OJ L347, 2013.12.20. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/FR/TXT/PDF/?uri=CELEX:32013R1308&from=FR>>

(91) “La transparence de l'information du consommateur sur les produits agricoles et alimentaires est renforcée,” 2020.5.28. Ministère de l'Agriculture et de l'Alimentation HP <<https://agriculture.gouv.fr/la-transparence-de-linformation-du-consommateur-sur-les-produits-agricoles-et-alimentaires-est>>

農産物及び食品の情報の透明性に関する 2020 年 6 月 10 日の法律第 2020-699 号

Loi n° 2020-699 du 10 juin 2020

relative à la transparence de l'information sur les produits agricoles et alimentaires.

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主幹 海外立法情報調査室 三輪 和宏訳

第 1 条

消費法典⁽¹⁾L.第 412-1 条⁽²⁾を次のように改める。

1° I3°の次に、3°の2として次のように加える。

「3°の2 事前包装された食品⁽³⁾に関するあらゆる種類の記載について、公衆と行政機関との関係に関する法典⁽⁴⁾第3編⁽⁵⁾に規定する要件の下で、最初に上市した責任者が関連情報をオンライン上で公衆に提供する方法」

2° IIの末尾に次のように1項を加える。

「同 I3°の2に規定する情報について、あらゆる利用者がアクセス可能なオープンデータベースを構築し、及び当該データの自由な2次利用を可能にするために、デクレは、特に利用に供する場所及びデータのフォーマットを定める。」

第 2 条

I. 消費法典 L.第 412-4 条第 1 項の次に次の 3 項を加える。

「カカオから作られる製品⁽⁶⁾については、未加工の状態であるか加工した状態であるかを問わず、人間の食用のものは、原産国の表示も同様に義務付けられる。

「1 か国を超える欧州連合加盟国又は第三国が原産である蜂蜜が混合されて作られた蜂蜜については、ラベルに収穫を行った全ての国を重量の降順で表示する。

「第 3 項は、同様にローヤルゼリーについても適用する。」

II. この条 I は、2021 年 1 月 1 日に施行する。当該日付以降、その日付より前に合法的に生産

* この翻訳は、農産物及び食品の情報の透明性に関する 2020 年 6 月 10 日の法律第 2020-699 号 (Loi n° 2020-699 du 10 juin 2020 relative à la transparence de l'information sur les produits agricoles et alimentaires. <<https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=sAjwX39twFQN2kUpNDKheFsDFihSq-tW46KWa2ISZzs=>>) を訳出したものである。訳文の「理事会」は全て EU 理事会 (Council of the European Union. フランス語名 Conseil de l'Union européenne.) を、「委員会」は全て欧州委員会 (European Commission. フランス語名 Commission européenne.) を指す。なお、欧州連合 (European Union: EU) は、フランス語では Union européenne: UE と表記される。同様に、欧州共同体 (European Community: EC) は Communauté européenne: CE、欧州経済共同体 (European Economic Community: EEC) は Communauté économique européenne: CEE である。EU 法の法規番号 (EU, EC, EEC) は、フランス語版では UE、CE、CEE となる。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020 年 8 月 28 日である。

(1) Code de la consommation. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006069565>>

(2) 商品の販売や輸出入等に関して、法令で規制する際の基本原則を示す条項。

(3) バック、缶、瓶、袋などで、あらかじめ包まれているもの。"Étiquetage des denrées alimentaires," 2020.7.3. Ministère de l'Économie, des Finances et de la Relance HP <<https://www.economie.gouv.fr/dgccrf/Publications/Vie-pratique/Fiches-pratiques/Etiquetage-des-denrees-alimentaires#:~:text=L%C3%A9tiquetage%20des%20denr%C3%A9es%20alimentaires,sa%20pr%C3%A9sentation%20%C3%A0%20la%20vente.>>>

(4) Code des relations entre le public et l'administration. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000031366350>>

(5) 行政文書へのアクセス及び公的情報の 2 次利用について定める編。

(6) ココア、チョコレート等。

され、又は市場に出された製品は、この条による改正後の消費法典 L.第 412-4 条第 3 項の規定にのっとらないラベルを付される場合であっても、在庫がなくなるまでは、無償で販売し、又は頒布することができる。

第 3 条

消費法典第 4 編第 1 章第 2 節第 2 款の末尾に L.第 412-8 条を加える。

「L.第 412-8 条 食品の販売に関する隔地者間契約⁽⁷⁾の締結の前に、事業者は、L.第 221-5 条⁽⁸⁾の規定に基づき、欧州議会及び理事会規則 (CE) 1924/2006 並びに (CE) 1925/2006 を改正し、並びに委員会指令 87/250/CEE、理事会指令 90/496/CEE、委員会指令 1999/10/CE、欧州議会及び理事会指令 2000/13/CE、委員会指令 2002/67/CE 及び 2008/5/CE 並びに委員会規則 (CE) 608/2004 を廃止する消費者に対する食品の情報に関する 2011 年 10 月 25 日の欧州議会及び理事会規則 (UE) 1169/2011⁽⁹⁾で求められる情報を、読むことができ、かつ、理解可能な形で、消費者に対して伝達する。

「当該情報は、当該製品が提示される隔地者間の販売媒体において示すものとし、又は何らかの他の適切な手段によって無償で伝達する。他の適切な手段を用いる場合は、義務的とされる当該情報を利用することができる場所について、隔地者間の販売媒体に明確に表示する。

「この条の適用方法については、コンセイユ・デタ⁽¹⁰⁾の議を経るデクレ⁽¹¹⁾で定める。」

第 4 条

消費法典第 4 編第 1 章第 2 節第 2 款の末尾に L.第 412-9 条を加える。

「L.第 412-9 条 I. その場で食べる食事を提供する施設⁽¹²⁾又はその場で食べる食事及び

(7) インターネット等の遠隔的な手段を用いて行う契約。

(8) 販売事業者が、販売契約が締結される前に、商品の重要な特徴、価格、納期等の情報を、読むことができ、かつ、理解可能な形で消費者に対して伝達すべきことを規定する。

(9) Règlement (UE) n° 1169/2011 du Parlement européen et du Conseil du 25 octobre 2011 concernant l'information des consommateurs sur les denrées alimentaires, modifiant les règlements (CE) n° 1924/2006 et (CE) n° 1925/2006 du Parlement européen et du Conseil et abrogeant la directive 87/250/CEE de la Commission, la directive 90/496/CEE du Conseil, la directive 1999/10/CE de la Commission, la directive 2000/13/CE du Parlement européen et du Conseil, les directives 2002/67/CE et 2008/5/CE de la Commission et le règlement (CE) n° 608/2004 de la Commission (Texte présentant de l'intérêt pour l'EEE), *Journal officiel de l'Union européenne* (以下、*Official Journal of the European Union*、*Journal officiel des Communautés européennes* も含め、「OJ」) L304, 2011.11.22. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/FR/TXT/PDF/?uri=CELEX:32011R1169&from=FR>> この抄訳 (英語版からの翻訳) は、植月献二訳「消費者への食品情報の提供に関する規則を制定し、併せて欧州議会及び理事会規則 (EC) No 1924/2006 並びに欧州議会及び理事会規則 (EC) No 1925/2006 を改正し、並びに欧州委員会指令 87/250/EEC、理事会指令 90/496/EEC、欧州委員会指令 1999/10/EC、欧州議会及び理事会指令 2000/13/EC、欧州委員会指令 2002/67/EC 及び 2008/5/EC 並びに欧州委員会規則 (EC) No 608/2004 を廃止する 2011 年 10 月 25 日の欧州議会及び理事会規則 (EU) No 1169/2011 (抄)」『外国の立法』No.253, 2012.9, pp.17-32. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3531901_po_02530002.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>> この規則の第 9 条第 1 項は、食品販売事業者が消費者に対して提供すべき商品情報 (食品の名称、成分一覧、アレルギー等を引き起こす成分等) を規定する。

(10) Conseil d'État. 政府の準備する法令案などの諮問に応ずるとともに行政裁判の最上級裁判所としての権限を持つ。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会, 2002, p.112.

(11) décret. 政令に相当する。

(12) レストラン、大学食堂、慈善事業の食堂、刑務所の食堂等。牛肉については、2002 年 12 月 17 日のデクレ第 2002-1465 号 (Décret n° 2002-1465 du 17 décembre 2002 relatif à l'étiquetage des viandes bovines dans les établissements de restauration. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000411003>>) 第 1 条が先行する規定として存在し、その説明として “Information sur la viande bovine dans la restauration, dans les boucheries de détail et les rayons,” 2018.3.19. Les services de l'État dans les Ardennes HP <<http://www.ardennes.gouv.fr/information-sur-la-viande-bovine-dans-la-a1046.html>> がある。

持ち帰り若しくは配達のための食事を提供する施設⁽¹³⁾においては、1 若しくは複数の片⁽¹⁴⁾の牛肉、1 若しくは複数の片の豚肉、羊肉及び家禽（かきん）⁽¹⁵⁾肉又は 1 若しくは複数の片の牛ひき肉を含む料理について、原産国又は原産地の表示を義務付けるものとし、ただし、牛肉は、牛の識別及び登録制度並びに牛肉及び牛肉が主成分の製品のラベル表示制度を設け、並びに理事会規則（CE）820/97 を廃止する 2000 年 7 月 17 日の欧州議会及び理事会規則（CE）1760/2000⁽¹⁶⁾における意味によるものとし、豚肉、羊肉及び家禽肉は、豚種、羊種、ヤギ種及び家禽に属する動物の生、冷蔵及び冷凍の肉の表示に関する欧州議会及び理事会規則（UE）1169/2011 の適用方法についての 2013 年 12 月 13 日の委員会規則（UE）1337/2013⁽¹⁷⁾における意味によるものとし、並びに牛ひき肉は、牛肉及び牛肉が主成分の製品のラベル表示に関する欧州議会及び理事会規則（CE）1760/2000 の適用方法についての 2000 年 8 月 25 日の委員会規則（CE）1825/2000⁽¹⁸⁾における意味によるものとする。

「II. I に規定する原産の表示の適用方法は、デクレで定める。

「同 I に規定する表示の方法及び適用する制裁は、デクレで定める。」

第 5 条

消費法典第 4 編第 1 章第 2 節第 2 款の末尾に L. 第 412-10 条を加える。

「L. 第 412-10 条 動物に由来する食品を意味するのに用いる名称⁽¹⁹⁾を、植物性タンパク質を含む食品の説明、販売又は販売促進に使用してはならない。当該名称を用いることが許容されなくなる植物性タンパク質の使用割合について、デクレで定める。このデクレでは、この条の適用方法及び違反の場合に科す制裁についても定める。」

第 6 条

農事海洋漁業法典⁽²⁰⁾L. 第 641-19 条の末尾に次の 1 項を加える。

「農家チーズ⁽²¹⁾について、伝統的な慣習に従い熟成工程が農場外で行われる場合には、第

(13) 顧客の座席が併設される店舗、別の場所に顧客の座席が用意されている店舗等（イートイン座席を併設する総菜店、セレモニーで用いられるケータリング店）が対象になっており、総菜を家庭に持ち帰って食べるための店舗、専ら家庭に料理を配達する店舗（スーパーマーケットや百貨店の総菜売場、ピザ配達専門店）は除外される。

(14) カット肉、パティ等。

(15) 鶏肉、七面鳥、アヒル等。

(16) Règlement (CE) n° 1760/2000 du Parlement européen et du Conseil du 17 juillet 2000 établissant un système d'identification et d'enregistrement des bovins et concernant l'étiquetage de la viande bovine et des produits à base de viande bovine, et abrogeant le règlement (CE) n° 820/97 du Conseil, OJ L204, 2000.8.11. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/FR/TXT/PDF/?uri=CELEX:32000R1760&from=EN>> この規則は、牛肉・牛肉製品に関し識別番号等の表示義務を課すものである。

(17) Règlement d'exécution (UE) n° 1337/2013 de la Commission du 13 décembre 2013 portant modalités d'application du règlement (UE) n° 1169/2011 du Parlement européen et du Conseil en ce qui concerne l'indication du pays d'origine ou du lieu de provenance des viandes fraîches, réfrigérées et congelées des animaux des espèces porcine, ovine, caprine et des volailles, OJ L335, 2013.12.14. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/FR/TXT/PDF/?uri=CELEX:32013R1337&from=FR>> この規則は、豚肉等の原産国等の表示を定めるものである。

(18) Règlement (CE) n° 1825/2000 de la Commission du 25 août 2000 portant modalités d'application du règlement (CE) n° 1760/2000 du Parlement européen et du Conseil en ce qui concerne l'étiquetage de la viande bovine et des produits à base de viande bovine, OJ L216, 2000.8.26. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/FR/TXT/PDF/?uri=CELEX:32000R1825&from=EN>> この規則は、牛肉、牛肉製品のラベル表示を定めるものである。

(19) ステーキ、ヒレ、ソーセージ、ベーコン、牛乳、チーズ、ヨーグルト、クリーム、バター等の名称。Henri Cabanel et Anne-Catherine Loisier, *Sénat Rapport*, n° 341, 2020.2.20, p.21. <<https://www.senat.fr/rap/119-341/119-3411.pdf>>

(20) Code rural et de la pêche maritime. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006071367>

(21) 牛やヤギ等を飼う農場で、それらから取れた乳でチーズを作るものをいう。消費者からは、新鮮な搾りたての牛乳やヤギ乳等から作られたチーズという好印象を持たれている。“Pourquoi les fromages industriels de

1項で規定する記載事項⁽²²⁾に加えて、デクレで規定する方法に従って消費者に対して情報提供がなされることを保証しなければならない。」

第7条

消費法典 L.第 413-8 条第 2 項中、「ただし」の次に、「、ワインの場合を除き」を加える⁽²³⁾。

第8条

I. 消費法典第 4 編第 1 章第 2 節第 2 款の末尾に L.第 412-11 条を加える。

「L.第 412-11 条 その場での飲食又は持ち帰りを問わず消費者に対して酒類を販売する店の営業許可又はレストランの営業許可を有する店舗の経営者は、瓶、ピッチャー又はグラスの形態で販売されるワインに、原産地及び必要に応じて、保護原産地呼称若しくは保護地理的表示⁽²⁴⁾による名称を、メニュー又は他の何らかの媒体において読むことができる形で表示する。」

II. この条 I は、2020 年 6 月 1 日に施行する。

第9条

消費法典第 4 編第 1 章第 2 節第 2 款の末尾に L.第 412-12 条を加える。

「L.第 412-12 条 ラベルの一般的な表示を原因とする場合を含め、何らかの形でビールの原産地について消費者に誤解を与えることがないように、ビール製造者の名称及び住所を、ラベルに明瞭に表示する。」

第10条

農事海洋漁業法典 L.第 661-8 条最終項中、「無償」の次に、「又は有償」を加える⁽²⁵⁾。

第11条

統制原産地呼称を使用する権利が認められる限定的地域の中において「クレレット・ド・ディ」⁽²⁶⁾以外のスパークリングワインの生産を禁ずる 1957 年 12 月 20 日の法律第 57-1286 号⁽²⁷⁾

supermarché ... ne sont pas de vrais fromages?" La boîte du fromager HP <<https://www.laboitedufromager.com/pourquoi-les-fromages-industriels-de-supermarche-ne-sont-pas-de-vrais-fromages/>>

(22) 具体的には、農家チーズという表示を指す。

(23) 改正後の消費法典 L.第 413-8 条の規定は、次のとおりである。

天然の産物又は加工製品について、それが販売のために保有若しくは輸送されている場合又は販売に供され、若しくは販売された場合において、製品若しくはサービスのブランド、名称、符号又は表示を何らかの貼付し、又は利用し、それが外国産の場合に、フランスで製造されている、若しくはフランス産であると思わせる、及び実際はフランス産若しくは外国産であるにもかかわらず異なる原産地であると何らかの形で思わせるという性質を有しているときは、当該貼付又は利用を禁止する。

ただし、ワインの場合を除き、はっきりと目につく文字で正しい原産地の表示を付した産物・製品に対しては、当該規定を適用しない。

フランスの産物・製品に関しては、販売者の商号、名称及び住所は、必ずしも原産地の表示となるものではない。

(24) 保護原産地呼称、保護地理的表示は、欧州連合 (EU) において、特定地域の農産物、食品を特徴ある優良な商品として認定し保護するものである。地域ブランドの一種に位置付けられる。理事会規則 (EC) 510/2006 (Council Regulation (EC) No 510/2006 of 20 March 2006 on the protection of geographical indications and designations of origin for agricultural products and foodstuffs, OJ L93, 2006.3.31. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32006R0510&from=en>>) で規定される。蛸原健介「欧州共同体におけるワインラベル表示規制の改革について—欧州委員会規則 607/2009 の概要とその意義—」『明治学院大学法学研究』88 卷, 2010.1, pp.108-109.

(25) 改正後の農事海洋漁業法典 L.第 661-8 条最終項 (第 2 項) の規定は、次のとおりである。

公産に属する品種である栽培種の種子又は栄養繁殖材料を当該品種の商業的利用を目的としない非職業的な最終利用者に対して譲渡、提供又は移転する場合において、それが無償又は有償のときには、選抜及び生産に関する衛生規則を除き、この条の規定を適用しない。

(26) フランス南東部のドローム (Drôme) 県に位置するディ (Die) 地域で生産される白のスパークリングワイン。

(27) Loi n° 57-1286 du 20 décembre 1957 interdisant la fabrication de vins mousseux autres que la «Clairette de Die» à

は、廃止する。

第 12 条

I. 租税一般法典⁽²⁸⁾ 第 407 条第 1 項を次のように改める。

- 1° 「ブドウ栽培の記録簿、義務的申告並びに市場調査、製品の輸送に伴う書類及びブドウ・ワイン産業部門で保持される登録簿のための情報作成に関する理事会規則 (CE) 479 / 2008 の適用方法についての 2009 年 5 月 26 日の委員会規則 (CE) 436/2009⁽²⁹⁾ 第 8 条、第 9 条及び第 11 条の各条によって」を「農産物市場の共通組織について定め、並びに理事会規則 (CEE) 922/72、(CEE) 234/79、(CE) 1037/2001 及び (CE) 1234/2007 を廃止する 2013 年 12 月 17 日の欧州議会及び理事会規則 (UE) 1308/2013⁽³⁰⁾ の適用のために設けられる欧州の法規によって」とする⁽³¹⁾。
- 2° 「である」の次に、「義務的であり、並びに」を加える。
- 3° 「これらの条で規定される要件」を「欧州の法規に規定する要件及び」とする⁽³²⁾。

II. 農事海洋漁業法典第 4 編を次のように改める。

- 1° L. 第 644-5-1 条第 1 項の末尾の「規則 (CE) 436/2009 の意味における」を削る⁽³³⁾。
- 2° 第 6 章第 5 節を次のように改める。
 - a) 第 665-4 条第 1 項中の「2009 年 5 月 26 日の委員会規則 (CE) 436/2009 第 3 条第 1 項に規定し、その細目及び記載事項が同規則附則 I に記される」を削る。
 - b) 第 665-5 条 III¹ 中の「2009 年 5 月 26 日の委員会規則 (CE) 436/2009 第 3 条第 1 項に規定し、その細目及び記載事項が同規則附則 I に記される」を削る。

この法律は、国の法律として施行する。

(みわ かずひろ)

l'intérieur de l'aire délimitée ayant droit à cette appellation d'origine contrôlée. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000504693>> この法律は、クレレット・ド・ディ (Clairette de Die) というスパークリングワインの統制原産地呼称の使用が許可された地域では、これ以外のスパークリングワインの生産を禁じるものであった。なお、同法は、クレマン・ド・ディ (Crémant de Die) というスパークリングワインについても、同様の禁止を定めた。

(28) Code général des impôts. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006069577>>

(29) Règlement (CE) n° 436/2009 de la Commission du 26 mai 2009 portant modalités d'application du règlement (CE) n° 479/2008 du Conseil en ce qui concerne le casier viticole, les déclarations obligatoires et l'établissement des informations pour le suivi du marché, les documents accompagnant les transports des produits et les registres à tenir dans le secteur vitivinicole, OJ L128, 2009.5.27. <<https://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:128:0015:0053:FR:PDF>> この規則は、ブドウとワインの収穫・生産・在庫の申告義務を定めていたものである。現在は廃止されている。

(30) Règlement (UE) n° 1308/2013 du Parlement européen et du Conseil du 17 décembre 2013 portant organisation commune des marchés des produits agricoles et abrogeant les règlements (CEE) n° 922/72, (CEE) n° 234/79, (CE) n° 1037/2001 et (CE) n° 1234/2007 du Conseil, OJ L347, 2013.12.20. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/FR/TXT/PDF/?uri=CELEX:32013R1308&from=FR>> この規則は、ブドウとワインを含む農産物の EU 市場を規律するものである。

(31) 参照する EU の法規について、農産物及び食品の情報の透明性に関する 2020 年 6 月 10 日の法律第 2020-699 号第 12 条による租税一般法典第 407 条第 1 項の改正内容と矛盾がないものに変更したという趣旨。なお、委員会規則 (CE) 436/2009 は、EU において、ブドウとワインに関する収穫・生産・在庫の申告を義務から任意にするために、既に廃止されている。

(32) 同上

(33) 委員会規則 (CE) 436/2009 は、EU において、ブドウとワインに関する収穫・生産・在庫の申告を義務から任意にするために、既に廃止されているので、農事海洋漁業法典でも同規則を参照する箇所を削除したもの。1° に続く 2° の規定の趣旨も同様である。

